

業務委託契約書

アディクト（以下「甲」という）と会員登録同意者（以下「乙」という）とは、次の通り業務委託に関する契約を締結する。

（委託業務内容）

乙は、甲の顧客に対するリラクゼーション業務をおこなうものとする。

（業務をおこなう店舗について）

乙は甲が運営おこなうグループ店での業務をおこなうものとする。また、待機場所は甲乙で決定した場所のみでの対応とする。

（報酬及び申告について）

報酬に関して、別紙①業務委託料金表の内容とする。また待機時間、移動時間の委託料は発生しないものとする。

報酬に対する税務署申告は乙によりおこなうものとする。

（秘密保持）

乙が委託業務を実施するに当たり甲と別紙②の秘密保持契約を締結するものとする。

（契約解除）

1.乙が次の各号の一つに該当したときは、何らの通知催告を要せず直ちに本契約を解除し場合によっては、損害賠償を請求することができるものとする。甲の損害が業務委託の遂行と無関係に生じた場合は、この限りではない。

(1)本契約に違反した場合

(2)公序良俗に著しく反する行為があった場合

(3)業務連絡の取れない場合及び突然の委託業務放棄をおこなった場合

(4)甲の運営業務に著しく差し支えのある行動・行為が認められた場合

(5)乙が受注した本件業務に対しキャンセル・変更が多く、甲からの改善要求に誠実に応じない場合

(6)同業（出張業務のある店舗）の掛け持ちを甲に告知なくおこなった場合

(7)甲の決めたマニュアル、ルールに違反した場合

(8)その他各号に類する事由及び不信用な事実がある場合

2.本項1項に該当するとして本契約が解除された場合には、甲は乙に対して未払の委託料を支払う義務を負わないものとする。

（契約期間）

本契約の有効期間は、同意した日から1年間とする。期間満了30日前迄に甲乙の申し出がない場合、本契約を1年間自動更新することができるものとする。その他、乙の都合で契約解除申し立てをおこなう場合は、30日前までに解約書面（解約日程の記入）を交わし解約手続きを完了とする。

（問題の解決について）

本契約に規定なき事項又は契約上の疑義については、両当事者間で誠意をもって協議し解決するものとする。双方が協議しても解決しないときは双方の合意によって調停人を選定し、その調停人の調停解決を図るものとする。

本契約は、会員登録フォームでの同意をしたことで締結したものとする。